

(三) 会性を養うこと。

(四) 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

び健康の増進を図ること。

徒の栄養改善を図るばかりではなく、

「義務教育諸学校における教育の目的を実現するため」いわゆる教育の一環として行われるところに特色を有している。

また、食事内容の改善充実、成

長期にある児童生徒の栄養衛生管理の

重要性の見地から、学校栄養職員の適

正配置と身分安定を図るため、昭和四

十九年十一月一日付で、七十三名の市

町費給与負担栄養職員が県費負担職

員に身分を切り替えられるなど改善充

実の方向に向っている。

二、学校給食実施状況

(一) 普及の動向

学校給食法が公布施行された年の翌年度から本年度五月現在までの給食実施状況は、表1のとおりである。

三十年度当時小学校における完全給食の実施率は十六・七%であったが、本年度は九十五・四%となり、その伸び倍数は五・七倍となつている。また小・中学校とも完全・補食・ミルク給食を合せると、実施率は九十九・九%である。未実施校は、小・中学校とも小規模分校で小学校二校で六名、中学校一校で五名となつてている。

表2 調理方式別実施状況調べ(率)

各年度5月1日現在

年度	小学校		中学校		夜間高校	
	共同調理場	単独校	共同調理場	単独校	共同調理場	単独校
45	18.7	81.3	56.7	43.3	—	100
46	19.2	80.8	55.5	44.5	—	100
47	20.6	79.4	55.7	44.3	—	100
48	28.6	71.4	63.3	36.7	—	100
49	31.0	69.0	69.5	30.5	—	100
50	32.0	68.0	69.3	30.7	—	100

表1 学校給食普及状況調べ

各年度5月1日現在

年度	児童・生徒数	完全給食		補食ミルク給食		未実施		完全給食伸率(前年対比)
		人員	比率	人員	比率	人員	比率	
小学校	30 296,810	49,567	16.7	36,210	12.2	211,033	71.1	—
	35 329,913	99,304	30.1	69,942	21.2	160,667	48.7	13.4
	40 254,667	186,162	73.1	61,120	24.0	7,385	2.9	43.0
	45 211,699	188,094	88.8	23,528	11.0	77	0.1	15.7
	50 181,839	173,518	95.4	8,295	4.6	6	0.0	6.6
中学校	30 148,998	2,682	1.8	745	0.5	145,571	97.7	—
	35 135,860	4,348	3.2	408	0.3	131,104	96.5	1.4
	40 157,941	29,219	18.5	118,929	75.3	9,793	6.2	15.3
	45 121,809	55,863	45.9	65,948	54.1	—	—	27.4
	50 102,566	71,124	69.3	31,437	30.6	5	0.1	23.4
夜間高校	30 —	—	—	—	—	—	—	—
	35 —	—	—	—	—	—	—	—
	40 4,799	3,524	73.4	1,275	26.6	—	—	—
	45 4,423	3,349	75.7	1,074	24.3	—	—	2.3
	50 3,012	2,633	87.4	372	12.4	7	0.2	11.7

学校は小学校一校二名のみとなる見食実施の見込みなので、給食未実施は、

込みである。

完全給食の普及は、共同調理場方

式の採用によつて大きく促進された。

表2は、四十五年

度から本年度まで

の調理方式別実施

状況を表したもの

である。小・中学

校とも単独校調理

方式は減少の傾向

を示しており、共

同調理場方式は増

加の傾向にある。

本年度の状況を見ると、小学校は單独校調理方式が約六十八パーセント

を占めているのに対し、中学校は共同調理方式が約六十九パーセントを占めており、対象的な型体をしている。

表3は、本年五月一日現在の教育事務所別の実施状況を示した表であ

る。完全給食の実施比率の最下位は小学校は県北、中学校は南会津となつてある。県北地区には完全給食未実施町村が二か所あるのが大きい要因となつている。

(二) 給食費の動向

現行の制度では、学校給食実施に要する経費のうち、給食施設備の整備及び修繕並びに調理従事員等の人件費など維持管理的経費については、学校設置者が負担し、食

料費など給食を受ける児童・生徒が直接還元を受けるものに係る経費については、父兄負担とされている。

しかし、学校給食の円滑な実施及び父兄負担の軽減を図る趣旨から、現在、牛乳

・脱脂粉乳・小麦粉などの基本物資に対して国庫補助制度が設けられているほか

生活困窮者に対する給食費の補助、へき地学校等の給

食費補助が、国、県から市

町村に対して行われている。

表4は、四十五年度から

本年度までの給食費の改定状況を表したものである。